

## 愛知県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱

### 1 目的

「介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 1 項第 10 号の規定による福祉用具専門相談員指定講習会（以下「指定講習会」という。）の指定及び同条第 1 項第 10 号の規定による指定講習会と同等程度以上の講習と認められる課程については、「介護保険法施行規則」（平成 11 年厚生省令第 36 号）、「介護保険法施行規則第 22 条の 33 第 2 号の厚生労働大臣が定める講習会の内容」（平成 18 年厚生労働省告示第 269 号）及び「福祉用具専門相談員について」（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331011 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 2 指定の要件

知事は、次の要件を満たすと認められる場合、福祉用具専門相談員指定講習会として 3 年の期間を定めて指定することができるものとする。

#### (1) 講習実施者に関する要件

ア 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。

(ア) 名簿の作成及び知事への送付

(イ) 申請事項に変更があったとき又は休止、廃止、再開の知事への届出

(ウ) 知事が、指定講習会の事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

イ 講習実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有する者であること。

ウ 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

エ 講習実施者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。

オ その他知事が定める要件

#### (2) 事業内容に関する要件

ア 講習が、年 1 回以上、別紙 1 に定める講習課程の内容に従って開催されること。

イ 講習に関しては、次の要件を全て満たしていること。

(ア) 別紙 2 の要件を満たす適切な人材が確保されていること。

(イ) 一の講習について 3 名以上の講師で担当すること。

(ウ) 講習を担当する講師については、講師 1 名につき、受講生がおおむね 50 名を超えない程度の割合で担当すること。

(エ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。

ウ 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。

- (ア) 開講目的
- (イ) 講習の名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 講習時間
- (オ) 講習課程
- (カ) 講師氏名
- (キ) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- (ク) 開講時間
- (ケ) 受講手続き
- (コ) 受講料（補講を含む。）等受講に際し必要な費用の額
- (サ) 受講料等の設定方法及び改訂方法

エ 募集に関する要件

- (ア) 受講対象者の募集について、指定後講習実施前に適切な期間において、公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。  
また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。
- (イ) 講習会を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。
  - 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 194 条に定める一定の有資格者については、本講習会を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所で勤務することが可能であること。
  - 受講料等受講に際し、必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。
  - その他、講習会の内容に関する重要事項

オ 修了年限に関する要件

別紙 1 に定める講習課程については、概ね 5 日程度で修了することとし、地域の実情等により 5 日程度で実施できない場合は、2 か月以内の範囲内で修了する事とする。ただし、これによることが困難な特別な事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りでない。

カ 受講料等の額

受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

キ 本人確認

講習会の受講申込受付時又は講習時に本人であるかどうかの確認をすること。

### 3 指定申請手続等

#### (1) 指定の申請

講習会の指定を受けようとする者は、初回の講習の募集を開始する2か月前までに、次に掲げる事項について様式1及びその添付書類を提出すること。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- イ 講習会の名称及び課程
- ウ 事業所の所在地
- エ 運営規程
- オ 担当講師一覧表
- カ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- キ 講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）
- ク 収支予算及び向こう2年間の財政計画
- ケ 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
- コ 申請者の概要及び資産状況

#### (2) 変更の届出

##### ア 申請者に関する事項

申請者に関する事項について変更があった場合には、様式2に関係書類を添付し、10日以内に提出することとする。また、(1)のアについては、法人登記簿の履歴事項全部証明書、(1)のクについては、変更後の定款等を添付すること。

##### イ 講習内容に関する事項

講習内容について変更する場合については、様式2に変更後の講習課程（カリキュラム）のほか関係書類を添付し、10日以内に提出することとする。

#### (3) 廃止、休止又は再開の届出

廃止、休止又は再開したときは、様式3から様式5の該当様式を10日以内に提出することとする。

#### (4) 指定の更新

講習会の指定を受けようとする者は、指定の期限の切れる1か月前までに、次に掲げる事項について、様式6及びその添付書類を提出すること。

##### ア 運営規程

##### イ 収支予算及び向こう2年間の財政計画

#### (5) 事業計画書の提出

指定講習会を実施する者は、知事に対し、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する1か月前までに、次に掲げる事項について、様式7及びその添付書類を提出すること。

##### ア 事業計画表及び講習ごとの時間割表

- イ 担当講師一覧表
- ウ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- エ 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）
- オ 事務所（講習を行う教室）の平面図及び設置者の氏名（法人にあつては、名称）並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
- カ 申請者の概要及び資産状況
- キ 運営規程
- ク 収支予算書
- ケ 募集案内等受講希望者に提示する書類

#### 4 名簿等の提出

##### (1) 名簿の提出

講習会を行う者は、毎事業年度終了後2か月以内に、次に掲げる事項を記載した名簿（様式20）を知事に提出すること。

- ア 福祉用具専門相談員指定講習会修了者の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- イ 修了年月日
- ウ 修了証明書の番号
- エ 本人確認方法

##### (2) 実績報告書の提出

講習会を行う者は、毎事業年度終了後2か月以内に、次に掲げる事項について、様式8及びその添付書類を提出すること。

- ア 開催日時及び場所
- イ 受講者数及び修了者数
- ウ 講習課程（カリキュラム）
- エ 講習会時間割表
- オ 担当講師一覧表
- カ 収支報告書
- キ 受講生出席簿
- ク 修了証書及び携帯修了証明書の様式
- ケ その他知事が定める事項

#### 5 修了証書の交付等

指定講習会を実施する者は、講習の全ての課程を修了した者に限り、別紙3に定める様式に準じ、修了証書及び携帯修了証明書を交付するものとする。

#### 6 指定の取消し

指定講習会を実施する者が、次のいずれかに該当する場合には、福祉用具専門相談員指定講習会としての指定を取り消すことができる。

- (1) 指定講習会を実施する者が、当該指定講習会について、2の指定要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 指定講習会を実施する者が、不正の手段により2の指定を受けたとき。
- (3) 指定講習会を実施する者が、知事に対し、故意に、虚偽の内容を提出したとき。
- (4) 指定講習会を実施する者が、5の規定に違反して、講習会の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき。

#### 7 指定等の公表

この要綱に基づき、福祉用具専門相談員指定講習会の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年1月12日に施行し、平成22年4月1日より適用する。
- 2 要綱5中、別紙3の取扱いについて、施行日以前に交付された修了証書は、第九号を第十号に読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年2月1日に施行し、平成25年4月1日より適用する。
- 2 要綱5中、別紙3の取扱いについて、施行日以前に交付された修了証書は、第三条の二を第四条に読み替えるものとする。